


所管部課	学校教育部 教育総務課	部長	矢吹 勇一			
件名	東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を 改正する規則について		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関	青少年課				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和4年4月1日付で行われる組織改正に伴い、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 改正する規則 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則</p> <p>(2) 主な改正点 教育長への委任事項として、学童保育所の入所の承認等並びに育成料等の徴収等に関することを追加する。</p> <p>(3) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 令和4年4月1日付で行われる組織改正に適合した規則となる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書課において審査済み。 ・令和4年3月23日開催の令和4年第3回東大和市教育委員会定例会において承認済み。 						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。